

平成29年度

財政援助団体等監査報告書

富津市監査委員

監査の対象

[対象団体] 公益財団法人 富津市施設利用振興公社

[所管部局] 建設経済部 都市政策課

教育部 生涯学習課

監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査

監査の範囲

平成 28 年度及び平成 29 年度（8 月末現在）の出納その他事務の執行

監査の期間

平成 29 年 9 月 15 日から平成 29 年 11 月 28 日まで（事前監査等の期間を含む。）

提出資料に係る説明聴取の場所

富津市役所本庁舎 5 階 504 会議室

監査執行者

富津市監査委員 磯 貝 昭 一

富津市監査委員 鈴 木 幹 雄

監査の方法

平成 28 年度に富津市が行わせた公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置き、併せて前回の監査で指摘した事項を含めて、提出された監査資料及び関係諸帳簿の調査及び確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

また、平成 29 年度については 8 月末までの執行状況について同様に実施した。

監査の結果

公益財団法人富津市施設利用振興公社（以下「公社」という。）は、地域住民のスポーツ振興及び緑化の推進に関する事業のほか、公共施設の管理受託を行うことを目的として平成元年に設立、平成 25 年 4 月に財団法人から公益財団法人に移行している。

富津市は、公社に対して設立時に基本財産 4,000 万円を全額出資し、現在に至っている。

監査の結果、財政援助団体に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、次に示す点について一部改善等を要する事項が見

受けられた。

1 貸与品台帳の整備について

公社は、公益財団法人富津市施設利用振興公社職員被服等貸与要領に基づき職員に対し業務上必要な被服等を貸与しているが、同要領に定められている貸与品台帳に基づく管理について、一部適切でない処理が見受けられたので、適正に管理されたい。

2 ゴミの減量について

樹木の剪定により発生する枝葉の資源化に併せて、平成 26 年度のゴミ箱撤去によりゴミの搬出量は半減し大きな成果がみられたものの、その後は 50 トン強で推移している。この中には施設利用者が置き去りにしたゴミが相当量含まれていることが想定されることから、施設環境の維持向上の観点など多方面からゴミの減量に取り組まされたい。